附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年十一月十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―六―七七

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

別表第二の行政職俸給表㈠の表中「6,500円」を「6,600円」に、「8,400円」を「8,500円」に、「11,100円」を「11,200円」に、「12,000円」を「12,100円」に改め、別表第二の行政職俸給表㈡の表中「5,900円」を「6,000円」に、「8,400円」を「8,500円」に改め、別表第二の専門行政職俸給表の表中「8,400円」を「8,500円」に、「12,000円」を「12,100円」に改め、別表第二の公安職俸給表㈡の表中「7,200円」を「7,300円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「11,200円」を「11,300円」に、「11,500円」を「11,600円」に改め、別表第二の海事職俸給表㈠の表中「6,900円」を「7,000円」に、「12,100円」を「12,200円」に、「12,700円」を「12,800円」に改め、別表第二の海事職俸給表㈡の表中「9,100円」を「9,200円」に、「9,800円」を「9,900円」に改め、別表第二の教育職俸給表㈠の表中「10,400円」を「10,500円」に改め、別表第二の教育職俸給表㈡の表中「11,200円」を「11,300円」に改め、別表第二の研究職俸給表の表中「11,600円」を「11,700円」に改め、別表第二の医療職俸給表㈠の表中「15,500円」を「15,600円」に改め、別表第二の医療職俸給表㈡の表中「9,600円」を「9,700円」に、「11,200円」を「11,300円」に改め、別表第二の医療職俸給表㈢の表中「8,000円」を「8,100円」に、「10,300円」を「10,400円」に改め、別表第二の福祉職俸給表の表中「9,200円」を「9,300円」に、「11,100円」を「11,200円」に、「12,000円」を「12,100円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―六の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年十一月十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―八―七八

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第七の行政職俸給表㈠昇格時号俸対応表中

69	69
69	70
70	70
70	71
71	71
71	72
72	73
73	74

に、

51	51
51	51
51	52
52	52
52	53
53	53
53	53
53	54
54	55
55	

を

50	
51	
51	
51	68
69	

を

69	
69	
70	
70	
71	
71	
72	
72	
73	
73	
74	
74	
75	

を

51	
52	
52	
52	
52	
52	
53	
53	
53	
53	

に改める。

別表第七の行政職俸給表㈡昇格時号俸対応表中

55	
55	
55	
56	
56	
56	
57	
57	
57	
58	
58	
58	
59	
59	

を

54	
55	

に改める。

別表第七の税務職俸給表昇格時号俸対応表中

15	
15	
16	
16	
17	
17	
17	
18	
18	
18	
19	
19	
19	

を

20	
39	33
39	33
39	34
40	34
40	34
40	34
40	35
40	35
41	35
41	35
41	36

を

38	
39	
39	
39	
39	
39	
39	
40	
40	
40	
40	
40	

に改める。

別表第七の公安職俸給表㈠昇格時号俸対応表中

94	77
95	78
96	78
96	78
96	78
96	78
96	79
96	79
96	79
97	79
98	
99	
100	
100	
100	
100	
100	
100	
100	
100	
100	
100	
101	
101	

に、

101	
101	
101	
101	
101	
101	

を

93	
94	
94	
95	
95	
96	
96	
96	
96	
96	
96	
96	
97	
97	
97	
97	
97	
98	
99	
100	
100	

に、

100	
100	
100	
100	
100	
100	
100	
100	
100	
100	
100	
100	
101	
101	

を

101	
101	
101	
101	
101	
101	

に改める。

別表第七の公安職俸給表㈡昇格時号俸対応表中

15	
15	
16	
16	
16	
16	
16	
16	
16	
16	
16	
16	
17	
17	
17	
17	
17	
17	
17	
17	
17	
17	
17	
17	
17	

に、

17	
17	
17	
18	
18	
18	
18	
18	
19	
19	
19	
19	
19	

を

20	
14	14
14	14
15	15
15	15
15	16
16	16
16	16
16	17
17	17
17	17
17	18
18	18
18	18
18	19
19	19
19	19

に改める。

別表第七の海事職俸給表㈠昇格時号俸対応表中

14	14
15	15
16	16
17	17
17	17
18	18
18	18
19	19
19	19
20	

を

13	
14	
14	
15	
15	
16	
16	
17	
17	
17	
18	
18	
18	
19	
19	
19	

に、

19	
20	
25	26
26	26
26	26
26	27
27	27
27	27
27	28
28	28
28	28
29	

を

37	
38	
38	
38	
38	
38	
38	
39	
39	
39	
39	
39	
40	
40	
40	
40	
40	
41	
41	
41	
41	
41	
41	
42	
42	
42	

に改める。

別表第七の海事職俸給表㈡昇格時号俸対応表中

96	
97	
98	
98	

を

97	
97	
98	
99	

に、

81	
80	

を

に改める。